

連絡	発信者	区分	該当部分	委員会内での事務局回答	修正案(先ずガイドラインから修正。公文書管理規程は後に該当部分を最終で合わせます。)
第3回委員会	西森委員	条例施行規則	施行日前公文書について、廃棄の決裁時には引き続き文書担当課の目を通るよう、現文書管理規程の該当部分は一定生かしておいてはどうか。	漏れないよう、一定やり方を考えます。	経過措置として現文書管理規程の該当部分を生かすやり方を検討しています。
第3回委員会	高木委員	ガイドライン	昭和27年度までに作成・取得した文書の移管については、同年のサンフランシスコ平和条約で線引きしていると思うが、高知市として独自の線引きはないか。	国・県に倣った形で作成している。どこで区切ったとしても正解とはならないと思うので、高知市の解釈として昭和27年の区切りを生かしていきたい。	—
第3回委員会	西森委員	ガイドライン	ガイドラインP19留意事項I-2「浄書」とは、決裁において修正された起案文書の案を修正し、第13条の記号及び番号を付すなどにより施行する公文書としての形式を整える行為をいう。」の(下線部分もそうであるが、)表現がしっくりこない。	確認し、修正できるなら案を検討します。	2 「浄書」とは、起案文書が決裁に至るまでの間、施行文案を修正し、第13条の記号及び番号を付すなど文案の形式を整え決裁が完了した後、その文案をもとに施行用の文書を清書する行為をいう。に修正しました。
第3回委員会	西森委員	ガイドライン	ガイドラインP8留意事項VII-2「なお、地方公務員法…規定されている。また、刑法第258条において公用文書等毀棄罪が規程されている」と記載しているが、(下線部分で)唐突な印象を受けた。例えば、「後日の修正や、公文書の勝手な廃棄は刑法上の犯罪に該当する可能性もあるので現に慎むこと」くらいの記載でよいのでは。	そういった形で修正をしていきたいと思います。	2 なお、地方公務員法第29条において、法令等や職務上の義務に違反したり、職務を怠った場合の懲戒処分について規定されていることや、不適切な公文書の取扱いは刑法上の罪に該当する可能性もあるので、職員はこのようなことも踏まえ文書管理を行う必要がある。に修正しました。
第3回委員会	依田委員	ガイドライン	委員会配布資料②A3の第2回やり取りの22番に、条例設置の審議会の委員任免に係る文書は廃棄の対象としている。翻ってガイドライン別表のP.63で「市政に対して重要な意思決定をする役職の任免に関する文書」は移管となっているが、条例設置の委員会でも役職の任免に関する文書は移管となるか。他自治体では、条例設置の審議会の委員は移管になることが多い。	「任免してよろしいか」という文書を想定しており、経歴等は各委員会実施ごとに別途作成しているので移管の対象からは外していた。人選の経緯などは重要なものと思われるので、ガイドラインのとおり移管の方向で修正をします。	その他に「5 委員の選任に関する事項-条例設置の審議会等に係る委員の選任-委員の選任に関する文書」を追加しました。
第3回委員会	依田委員	ガイドライン	ガイドラインP.70の2政策単位での保存期間満了時の措置(4)において、災害関係はこれくらいでよいのか。例えば東日本大震災のように、高知市外で起こった災害への派遣なども対象に追加したほうが良いのではないか。	ご指摘の部分について加えていくようにします。この部分は固定ではないと考えますので、新たな事件、事故、災害等があれば加えていきます。	「市外で起こった災害復旧への職員派遣に関するもので重要なもの」を追加しました。
第3回委員会	西森委員	ガイドライン	ガイドラインの別表や歴史公文書選別基準別紙などの位置づけが分かりにくい。ガイドラインと別表を記載しているが、この別表というのは市長部局のものを例にひな形のようなものにしたのか。ガイドラインの別表と歴史公文書選別基準で「別紙」があるのも分かりづらい。別紙をつけるなら例えば「別紙2」について、通し番号を付けるのは可能か。PDFなどで読むとわかりづらいと思われる。構成として、例えばわざわざ別表を記載せずに、市長部局の例(別紙1と別紙2)を参考にしてくださいと書けば分かりやすくなるのでは。	分かりやすくなるよう、整理します。	ガイドラインの別表を削除し、留意事項を残し別紙1・2を参照するように修正しました。
第3回委員会	西森委員	公文書管理規程	第3条第2項で所管する副市長を名指しをしなくとも、例えば「総務部を所管する副市長」などと書けば、改正の手間が減るのではないか。	修正します。	担当副市長に修正しました。
第3回委員会	筒井委員	歴史公文書選別基準	歴史公文書選別基準の4歴史公文書選別の基準「個別の…選別基準は以下の(1)～(6)に示す」とあるが、(6)がない。	修正します。	(6)を削除しました。
委員会後	事務局	歴史公文書選別基準	別紙2の別表「A 条例、規則、庁達等の例規に関する公文書-1 条例の制定又は改廃及びその経緯-(7) 条例の公布-具体例「公布文の写し」	「交付文の写し」を「交付文」に修正します。	条例の公布文については市長部局で他の実施機関の原本も保管しているので「公布文」に修正しました
委員会後	依田委員	公文書管理規程	第2条第2号の単独で管理「する」と単独で管理「している」の統一を。	修正します。	単独で管理しているに修正しました。
委員会後	依田委員	公文書管理規程	第8条「関連する法令及び規則等」に条例を加えてはどうか。	修正します。	関連する法令及び条例等に修正しました。
委員会後	依田委員	公文書管理規程	10条第2項9条の記載にならない市長部局から同部局に統一してはどうか	修正します。	9条の記載にならない市長部局から同部局に変更しました。

委員会後	依田委員	公文書管理規程	11条について。記録の内容の確認体制を分かりやすく。	修正します。	11条第1項に文書の作成に当たっては、正確性を確保するため、原則として文書管理者を含む複数の職員がその内容を確認するものとする。を追加。 11条第3項に市長部局の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、「打合せ等に出席した職員」による確認を経るとともに…。「」部分を追加。
委員会後	依田委員	ガイドライン	P9留意事項の8(正本・原本は「別途公文書」として管理)「」部分を追加してはどうか。	修正します。	P9留意事項の8(正本・原本は「別途公文書」として管理)「」部分を追加しました。
委員会後	事務局	ガイドライン	P26留意事項の3「第42第6項の規定に従うものとする。」	修正します。	42から50条に修正しました。
委員会後	依田委員	ガイドライン	P44の留意事項の2の(2)と(3)保存期間満了時の措置を実施した結果を「移管又は廃棄を実施した結果」に変更してはどうか。	修正します。	保存期間満了時の措置を実施した結果を「移管又は廃棄を実施した結果」に変更しました。
委員会後	依田委員	公文書管理規程	第50条第6項「文書管理者は、保存期間を1年未満とする公文書ファイル等(第43条第5項各号に掲げるものを除く。)を廃棄しようとするときは、第43条第3項、第4項及び第6項の規定に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。」とあるが、廃棄してしまったものは公表すべきでは。	公表します。	この場合において、文書管理者は公文書ファイル等をいつ廃棄したのかを記録し、速やかに公表するものとする。の文を追加しました。
委員会後	依田委員	ガイドライン	P47確認事項の2と6「なお、当該修正により、公表した公文書ファイル管理簿の情報と齟齬が出た場合に備えて、公文書管理委員会の諮問後、移管又は廃棄を実施するまでの間において、一定期間、廃棄を行う文書の公表を行うものとする。」と同じ記載があるが、意味が違うのか。	それぞれの状況で分けています。	第2項は市長協議前の事で第6項は市長協議後の事です。公文書ファイル管理簿公表後に、保存期間満了時の措置が変更となった場合に修正して公表する、又廃棄するものは公表することを述べています。
委員会後	依田委員	ガイドライン	別紙1の4 歴史公文書等の選別の基準の(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書 昭和27年度までに作成し、又は取得された文書については、「市の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるため、全て移管するものとする。」でよいのか	修正します。	「」の部分に「3 歴史公文書等の定義」の(1)~(4)までに該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。に変更します。 ※後の別表の後に出てくるところも同様に変更しています。
委員会後	依田委員	ガイドライン	別紙1の4 歴史公文書等の選別の基準にオリンピックやパラリンピックの事を入れた方がよいのでは。	修正します。	別紙1の4 歴史公文書等の選別の基準に(6)世界的に広く認知され、国民の間で大きく話題となった行事への支援等に関するもので重要なもの オリンピックやパラリンピックなど世界的なスポーツイベントへの支援等で重要なものは原則移管とする。 を追加しました。 ※後の別表の後に出てくるところも同様に変更しています。
委員会後	依田委員	ガイドライン	別表A 条例、規則、庁達等の例規に関する公文書 1 条例の制定又は改廃及びその経緯 (3) 他の行政機関について、他の行政機関の後ろに実施機関を加えた方がよいのでは。	修正します。	実施機関を加えます。具体例や他の項目も同様に修正します。